

令和 2 年和泉市教育委員会第 3 回定例会

日 時:令和 2 年 3 月 26 日(木) 午後 3 時 00 分から
場 所:和泉市教育センター セミナー室

出席者 教育委員会

教育長	小川 秀幸
委員	松尾 孝人
委員	藤原 安次
委員	藤原 真佐子
委員	深堀 知子

事務局

参与	森吉 豊
教育次長兼学校教育部長 (学校教育部)	並木 敏昭
教育指導監	大槻 亮志
次長兼教育センター所長	杉前 洋
教育総務室長	土本 英也
指導室長	上田 茂幸
教育総務室総務企画担当課長	東 直樹
教育総務室学校施設担当課長	藤原 寛
教育総務室保健給食担当課長	田中 靖晃
指導室指導担当課長	大野 浩昭
指導室人権教育担当課長	阪下 誠
教育総務室総務企画担当総括主幹	山本 暢子
教育総務室総務企画担当主幹	岩井 靖久
(こども部)	
こども部長	北野 泰史
こども未来室長	山本 幸永
(生涯学習部)	
生涯学習部長	堂ノ上 宏幸
生涯学習部次長	
文化財振興・読書振興・久保惣記念美術館担当	乾 哲也
生涯学習・スポーツ振興・青少年センター担当	辻野 明子
文化財振興課長	森下 徹
久保惣記念美術館記念館長代理	北野 直美
久保惣記念美術館総括参事	橋詰 文之

生涯学習課長
スポーツ振興課長

尾郷 森太郎
鍛冶 公哉

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 審議事項

議案第 12 号 和泉市教育委員会事務局専決規程の制定について

議案第 13 号 和泉市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について

議案第 14 号 和泉市子どもの夢応援奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議案第 15 号 和泉市奨学基金条例施行規則を廃止する規則制定について

議案第 16 号 独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則の一部を改正する規則制定について

議案第 17 号 和泉市学校給食調理員就業規則及び和泉市学校用務員及び幼稚園用務員就業規則の一部を改正する規則制定について

議案第 18 号 和泉市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則制定について

議案第 19 号 和泉市文書館業務検討委員会規則制定について

議案第 20 号 和泉市文化財保護委員の委嘱について

議案第 21 号 和泉市美術館運営規則及び和泉市市民創作教室条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議案第 22 号 和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議案第 23 号 和泉市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の一部を改正する等の規則制定について

議案第 24 号 和泉市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第 25 号 令和 2 年度学校に対する指示事項について

議案第 26 号 令和 2 年度保育所・幼稚園に対する指示事項について

4. 報告事項

(1) 令和 2 年第 1 回定例会における議決審議の結果等について(厚生文教委員会・予算審査特別委員会)

5. 情報提供

(1) コロナウイルス関連について

(2) 教育財産の取得について

(3) 教育財産の処分について

6. その他の報告事項

7. 閉 会

小川教育長	それでは、定刻となりましたので、令和２年和泉市教育委員会第３回定例会を開会させていただきます。 先月の定例会から一ヶ月が経とうとしていますが、この間、コロナウイルス対策等で、和泉市、また教育委員会としましても、子ども、保護者、学校、市民の皆さまの安全安心を確保し、信頼を得るため非常に尽力しているところでございます。 本日は、本間職務代理者から欠席のご連絡をいただき、欠席届も提出されておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条の規定に従いまして、過半数以上の委員は出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。 まず始めに、第２回定例会会議録ですが、事前に配布し、ご確認いただいておりますが、ご異議はございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、第２回定例会会議録について承認することいたします。 続きまして、今回の会議録署名委員の指名でございますが、藤原安次委員と松尾委員にお願いいたしますので、よろしくお願いします。 本日は、審議事項１５件、報告事項１件、情報提供が３件ございます。 まず始めに、第２回定例会の議案第１１号について、取り下げの報告がありますので、事務局（教育総務室）より説明願います。
藤原課長	学校施設担当課長の藤原です。 前回の定例会において、ご議決いただきました、令和２年第１回市議会提案案件、議案第１１号「令和２年和泉市議会第１回定例会に提出する議案 令和２年度当初予算減額補正」につきまして、和泉市長あてに異議なしの回答をしたところですが、令和２年３月６日付けで、和泉市長より、令和２年和泉市議会第２回定例会の議案とする旨の報告がありましたので、議案第１１号につきましては、取り下げとさせていただきます。以上です。
小川教育長	ただいまの説明のとおり、前回可決いただきました議案第１１号につきましては、取り下げとさせていただきます。 それでは改めまして、審議事項の取り扱いとなりますが、本日は非常に件数が多いため、部単位で続けて説明させていただき、ご質問等は説明終了後にまとめて願います。まずは、学校教育関係の議案第１２号から第１８号までを続けて説明願います。
東課長	総務企画担当課長の東です。 資料１ページをお願いします。議案第１２号「和泉市教育委員会事務局専決規定の制定について」、概要資料に基づき説明します。 まず、改正理由でございますが、令和２年４月の機構改革に伴い改正を行う

小川教育長	ものでございまして、改正の考え方でございますが、現在の専決規定について、これまでの経過、内容が不明な部分があるため、この機構改革を機に、市長部局の内容を準用し、シンプルな内容に改めることといたしました。つきましては、新旧対象で明確に確認できるものになっていないこと、ご理解をお願いします。 次に改正の概要でございますが、事務局の専決規定となりますことから、教育次長、部長、課長の規定を改正し、監、室長の権限は、市長部局の内容に準じるので、記載をしていないものでございます。 次に資料 2 ページをお願いします。 専決規定の整理にあたっての考え方でございますが、教育長は、委任された事務のうち、特に重要なもの、教育施策の企画立案、教育委員会議での審議内容について、意思決定を図ることを基本に、教育次長は、教育長の不在時における代決、教育委員会の総合調整に関する意思決定、教育委員会会議の進行のあり方などの総合調整について、専決規定を整理してございます。 その他の教育施策については、第 2 回定例会にて議決いただきました、事務局庶務規則をもとに事務のくくりを整理し、当該事務の専決規程が、部長、課長のどちらに属するのか、とりまとめを行いました。市長部局の専決規定については、このような形で整理がなされているところでございます。 つきましては、この内容を規則として整理したものが、5 ページ以降の資料となるものでございます。以上が、議案第 12 号の説明でございます。 続いて、資料 16 ページをお願いいたします。 議案第 13 号「和泉市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について」、説明いたします。 こちらも機構改革に伴い改正を行うことを基本に、使用していない公印を廃止するなどの改正を行うものでございます。 議案第 13 号の説明は、以上でございます。 続いて、議案第 14 号、第 15 号をお願いします。
阪下課長	人権教育担当課長の阪下です。議案第 14 号「和泉市子どもの夢応援奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、ご説明いたします。資料 24、25 ページをご覧ください。 改正の理由は、令和 2 年度の機構改革に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由でございます。 続いて新旧対照表をご覧ください。改正の主な内容につきましては、様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 5 号、様式第 6 号、様式第 8 号及び様式第 9 号中の、「提出先 和泉市教育委員会 指導室」を「提出先 和泉市教育委員会 学校教育室」に改めるものでございます。 あわせて、様式第 1 号中において、申請時期により所得基準に関する認識の相異が生じることもあるため、「前年中所得」を「所得」に、「昨年、又は今年、」

小川教育長	を「昨年度又は今年度」に改めるものでございます。 続きまして、議案第 15 号「和泉市奨学基金条例施行規則を廃止する規則制定について」、ご説明いたします。資料 33、34 ページをご覧ください。 廃止の理由は、平成 31 年第 1 回定例会において、和泉市子どもの夢応援奨学基金条例制定に伴い和泉市奨学基金条例が廃止されたため、和泉市奨学基金条例施行規則を廃止する必要がある。これが、この規則案を提出する理由でございます。 具体的には、平成 31 年 4 月 1 日から、和泉市子どもの夢応援奨学基金条例施行規則を設置していますが、平成 31 年度においては和泉市奨学基金条例施行規則による奨学基金貸付者が奨学資金を借用していたため、和泉市奨学基金条例施行規則を廃止しておりませんでした。令和 2 年度からは、和泉市子どもの夢応援奨学基金条例施行規則による和泉市子どもの夢応援奨学金の貸付及び給付となるため廃止するものでございます。 以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。 続いて、議案第 16 号、第 17 号をお願いします。
田中課長	保健給食担当課長の田中でございます。資料 41 ページをお願いいたします。 議案第 16 号「独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則の一部を改正する規則制定について」、説明をさせていただきます。 まず、本センターの共済制度については、学校・保育所等の管理下における児童・生徒の災害に対し、災害共済給付を行うもので、その運営に要する経費については、保護者、国、市で負担する互助共済制度でございます。 その共済掛金については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法及び同施行令で示されており、その負担割合については、市の規則により、上段に記載する表のとおりとしております。 今回、改正を行う理由でございますが、要保護に係る国負担分について、保護者負担の 1/2 となっておりますが、日本スポーツ振興センターが会計検査を受け、要保護の保護者負担額が明記されていないと、国負担根拠がないと指摘され、市規則の改正の必要性を指示されたためでございます。 このことから、下段の表のとおり、一般、及び要保護の共済掛金について、明記したものでございます。 続きまして、資料 45 ページをお願いいたします。 議案第 17 号「和泉市学校給食調理員就業規則及び和泉市学校用務員及び幼稚園用務員就業規則の一部を改正する規則制定について」、説明をさせていただきます。 変更理由でございますが、調理員、用務員の出張について、これまでは、紙ベースでの出張命令簿を用い、申請及び決裁をしておりましたが、新たに庶務管理システムを導入したことにより、システムでの出張命令も可能となったため、規則改正を行うものでございます。

小川教育長	次に、変更の概要でございますが、出張する際には「出勤命令簿により決裁が必要」を「庶務管理システム又は出張命令書により決裁が必要」と改めるものでございます。 以上で、ございます。
杉前次長	続いて、議案第 18 号をお願いします。 教育センター所長の杉前です。 資料 49 ページ、議案第 18 号「和泉市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則制定について」、ご説明させていただきます。 まず、規則制定の理由についてですが学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実等を内容とする、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われ、平成 29 年 4 月 1 日に施行されました。 本市においても、学校運営協議会の設置に向け、令和 2 年 4 月 1 日から義務教育学校の南松尾はつが野学園において、その運営を開始したく、学校運営協議会の運営に関し、必要な事項について教育委員会規則を制定しようとするものでございます。 51 ページからが、和泉市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則案でございます。事前に配付させていただきました規則案から少し変更点がございまして、52 ページの第 5 条 2 項の最後に「ただし、個人を特定する意見でないものとする」という文言を、追加させていただいております。これは、以前はその第 5 条 2 項の 2 号に、「個人を特定するものではなく、学校教育の充実を見据えた意見」となっておりましたが、その上の 1 号の「学校運営の基本方針の実現に資する意見」にも同様に「個人を特定する意見でないものとする」に係るようにということを考え変更をさせていただきました。 また、資料 55 ページの附則でございますが、「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部改正」について、附則を定めようとするものでございます。 第 3 条の 4 に学校協議員を置くと規定していますが、学校運営協議会を設置する学校にあつては、この限りでないとするものでございます。 以上簡単ではございますが説明を終わります。
小川教育長	ただいま議案第 12 号から第 18 号までの説明が終わりました。何かご質問等ございませんか。
深堀委員	議案第 16 号の要保護とはどういう方のことですか。
田中課長	要保護とは生活保護世帯を指してございます。
深堀委員	それは規則の他の部分で分かるようになっているのですか。

田中課長	市の規則で要保護や就学援助世帯については免除と記載されているので、分かると考えてございます。
深堀委員	規則の体裁として、要保護が何を指しているのかが分からないと困るのですが、他の部分で定義が分かるということですね。
田中課長	はい。定義は示してございます。
小川教育長	他にご質問等ございませんか。
藤原安次委員	議案第 14 号の新旧対照表にある様式ですが、これは奨学金を受ける方が書く書類だと思いますが、非常に難しい。例えば 27 ページの申請理由で、「市民税の非課税」とか「国民健康保険料の減免又は徴収の猶予」とあり、その後に括弧書きで法律の条文を書いています、誰も見ないと思います。他にも言葉遣いが分かりにくいところがあるので、次回から簡素化できるものは簡素化し、できるだけ分かりやすくしてはどうですか。
阪下課長	記入例をつけて分かりやすくはしておりますが、ご指摘のとおり非常に難しい文言等がございますので、次年度に向けて様式の改正の検討を進めてまいります。募集要綱の方には分かりやすい文言で書いておりますが、分量が多いのでこちらも見直しを検討したいと思います。
小川教育長	他にご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 12 号から第 18 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 12 号から第 18 号は、原案どおり可決いたします。 続きまして、生涯学習部関係の議案第 19 号から第 24 号までを続けて説明願います
森下課長	文化財振興課長の森下です。議案第 19 号、第 20 号についてご説明いたします。まず議案第 19 号「和泉市文書館業務検討委員会規則制定について」、資料の 56 ページをご覧ください。 規則制定の理由でございますが、令和 2 年和泉市議会第 1 回定例会において、和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例が可決され、教育委員会の附属機関として、和泉市文書館業務検討委員会が設置されることに伴い、同委員会の規則を制定する必要がある、これがこの規則案を提出する理由でございます。

小川教育長 北野館長代理	ます。 本市では、和泉創発プランにおきまして、「市史編さん事業を通じて調査・収集した古文書や歴史公文書を一般向けに公開する「(仮称) いずみの国文書館」の開設に取り組むことを掲げており、文書館の基本理念や機能などについて調査審議するため「和泉市文書館業務検討委員会」を設置するものです。 59 ページ、60 ページが規則案となっております。本規則の趣旨は、委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるもので、委員会の担当事務は、教育委員会の諮問に応じて、文書館の役割、目標並びに機能等に関する事項について調査及び審議することです。 委員は、5 人以内で構成するもので、市史編さん事業や公文書管理に詳しい学識経験者 4 名と公募による市民委員 1 名を予定しています。 規則は、令和 2 年 4 月 1 日に施行するもので、今後のスケジュールとしては、令和 2 年度に 3 回、令和 3 年度に 1 回、計 4 回の委員会を開催し、答申をいただきたいと考えております。 続きまして、議案第 20 号「和泉市文化財保護委員の委嘱について」ご説明申し上げます。 資料 61 ページから 64 ページをご覧ください。 文化財保護委員は、市内の文化財の調査、保存及び保護並びにその活用に関する専門的技術的事項について、計画立案並びに必要な事業及び助言を行うことを担当事務としておりますが、文化財保護委員の任期が令和 2 年 3 月 31 日に満了することに伴い、和泉市文化財保護委員要綱第 3 条に基づき、和泉市の歴史・文化財に造詣の深い有識者 5 名に、文化財保護委員を委嘱するものでございます。 委員候補者につきましては、64 ページご覧ください。参考として、下段には現在の委員を掲載してございます。 5 名の委員候補者のうち 4 名は、継続でございますが、現委員のうち永野正子委員が退任されることから、新たに、横田テル子委員を委嘱するものでございます。 委嘱期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年間でございます。 なお、各委員候補者の専門分野・経歴につきましては、名簿に記載してございます。また、各委員候補者からは内諾をいただいていることを申し添えます。 以上、簡単ではございますが、説明を終わります。 続いて、議案第 21 号をお願いします。 議案第 21 号「和泉市美術館運営規則及び和泉市市民創作教室条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、久保惣記念美術館の北野よりご説明申し上げます。資料 65 ページの概要に沿って説明いたします。 まず、提案の理由でございますが、施設の休館日を明確化するほか、所用の
----------------------------	--

小川教育長 尾郷課長	規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由でございます。 次に、2. 和泉市美術館運営規則の一部改正について、その主な内容ですが、1 点目、休館日について、月曜日が祝日の場合、月曜日を開館し翌日の火曜日を休館するものですが、例えば、月曜日も火曜日も祝日の場合は、月曜日、火曜日を開館し水曜日が休館となるよう、実態にあわせるものです。 次に、2 点目、組織について、第 4 条を削除いたします。 これは、第 2 回定例会にて、和泉市教育委員会事務局庶務規則を改正し、美術館の事業振興係を位置づけることとしたため、組織の位置づけが重複しないように、削除するものです。 次に、3 点目、文言の統一化等です。第 5 条、第 10 条、第 11 条、第 14 条につきまして、文書法規担当と協議調整を行い、文言の統一化等を図るものです。 次に、4 点目、入館料の減免について、「身体障がい者で身体障がい者手帳を有する者」を「身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保険福祉手帳」の交付を受けている者」に改めるものです。 次に、5 点目、美術品等資料利用料の減免についてです。 これまで美術品等資料である作品画像データを利用する場合、国公立博物館、国及び地方公共団体に限って 100%減免とし、それ以外の博物館法第 10 条に規定する登録博物館が利用する場合は 50%減免、さらにそれ以外の例えば、私立の大学や私立の美術館、個人の研究者が利用する場合は、学術目的であっても減免の対象とならなかったものですが、減免の対象範囲を広げ、これらの方々の利用のほか、市が推進するミュージアムタウン事業など市民等へ文化芸術の普及を図る目的で公益的に利用する場合などにおいても、美術品等資料が利用しやすくなるよう改正を行うものです。 次に、6 点目、様式第 1 号、様式第 2 号につきましても文書法規担当と協議調整を行い、様式の整理を行うものです。 次に、3. 和泉市市民創作教室条例施行規則の一部改正についてですが、美術館運営規則と同様に施設の休館日を明確化するものです。 以上誠に簡単ではございますが、「和泉市美術館運営規則及び和泉市市民創作教室条例施行規則の一部を改正する規則制定について」の説明を終わらせていただきます。 続いて、第 22 号、第 23 号をお願いいたします。 生涯学習課長の尾郷でございます。 議案第 22 号「和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、説明いたします。 77 ページをお願いします。 改正の内容は、入会児童数の増減に伴うクラスの新設・閉鎖、放課後児童健
--------------------------	--

	全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく定員及び支援員の配置基準の変更、休会に関する制度を規則に規定する３点です。 まず、クラスの新設・閉鎖につきましては、入会児童数の増減に対応するため、令和２年４月から、鶴山台北・緑ヶ丘・北松尾及びいぶき野の４つの留守家庭児童会においては、それぞれ１クラスずつ増設、和気及び光明台南においては１クラス閉鎖し、差し引き２クラスの増加となるものです。 ２点目の、定員及び支援員配置基準につきましては、「和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定めるところの、「児童１人につきおおむね１.６５平方メートル以上」、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね４０人以下とする」という条件に合わせ、規定の改正を行います。 また、定員規定の改正に伴い、支援員の配置基準も一部変更を行うものです。 ３点目の休会制度につきましては、これまで運用で実施していたものを、新たに規則で規定し、休会届を様式第１０号として定めるものです。 参考資料としまして、令和２年度の留守家庭児童会の申し込み状況を７８ページに添付しております。 １９校中８校において定員を上回る申込がございますが、支援員を追加で配置するなど受け入れ態勢を充実し、更に児童数が増加する夏休みには必要に応じて臨時でクラスを増設することにより、待機児童を発生させずに運営する予定でございます。 議案第２２号「和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について」の説明は以上でございます。 続いて、議案第２３号「和泉市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の一部を改正する等の規則制定について」説明いたします。 ９１ページをお願いします。 本件は、令和２年４月１日からの会計年度任用職員制度移行に合わせて、社会教育指導員に関する規則の廃止等を行うものでございます。 社会教育指導員は、市町村に任意で設置される非常勤の職で、住民の求めに応じて社会教育に関する指導を行うことや、社会教育関係団体の育成に当たることなどを職務としています。 昭和４７年度から平成９年度までは国の補助事業であり、生涯学習課では平成２１年度まで非常勤の社会教育指導員として委嘱を行っていましたが、平成２２年度に一般の非常勤職員としての委嘱に変更したため、以降は現在に至るまで委嘱実績はございません。 ９２ページの規則改正文をお願いいたします。 第１条は、先月の定例教育委員会においてご可決いただきました、和泉市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の第３条の改正規定から社会教育指導員を削除するものです。 第２条は社会教育指導員の定数、任期、報酬などを定めた和泉市社会教育指導員規則を廃止するものでございます。
--	---

小川教育長	議案第 23 号「和泉市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の一部を改正する等の規則制定について」の説明は以上でございます。
鍛冶課長	続いて、議案第 24 号をお願いします。 スポーツ振興課長の鍛冶です。 議案第 24 号「和泉市スポーツ推進委員の委嘱について」、ご説明いたします。資料の 95 ページから 98 ページをお願いいたします。 まず、始めに、スポーツ推進委員の委嘱につきましては、スポーツ基本法第 32 条第 1 項の規定を受け、「和泉市スポーツ推進委員規則」を制定し、同規則第 1 条の 2 の規定に基づき委嘱を行うものでございます。 スポーツ推進委員の職務といたしましては、本市のスポーツやレクリエーション活動における実技指導や助言を行うとともに、スポーツ推進のコーディネーターとしての役割も期待されているところであります。 本件につきまして、和泉市スポーツ推進委員は、定員を 51 人以内と定めております。96 ページ、97 ページに対象者名簿がございます。現在 43 人に委嘱しており、その内、41 人の任期が令和 2 年 3 月 31 日で満了となることから、対象委員に意向調査を行ったところ、38 人から再任希望を確認したところであります。 これまでの活動実績を踏まえて、再任が適切であるとの判断から、改めて令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年間の任期で委嘱を行うものであります。 加えて、今年度におきましても、委員の公募を行ったところ、2 人から応募があり、スポーツ振興課にて面接を行った結果、スポーツに関する深い関心と理解を持つとともに、その職務を行うのに必要な熱意と能力を持ち、スポーツ推進委員として適正と確認したことから、当該 2 人にも同じく委嘱を行うものであります。 これらにより、令和 2 年 4 月 1 日現在のスポーツ推進委員の予定人数といたしましては、再任 38 人・新規 2 人・任期が令和 3 年度末までの委員が 2 人、合計 42 人の予定でございます。 また、今後も定員の充足に向けて、また市民へのスポーツ振興、普及が広がるよう取り組んでまいりたいと考えております。 以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。
小川教育長	ただいま議案第 19 号から第 24 号の説明が終わりました。何かご質問等ございませんか。
藤原安次委員	議案第 21 号ですが、「教育長」を「委員会」に改めています、通常は委員会」のほうに権限があるものを「教育長」へ委任しているが、この改正はこれ

北野館長代理	まで「教育長」にあった権限を「委員会」に戻すということですか。改正の理由を教えてください。 文書法規担当と協議し、生涯学習部所管の他の規則とも照らし合わせた結果、「委員会」が正しいという見解でした。これまで「教育長」となっていたものも、実際には「委員会」に提出し、その事務処理については、専決区分により、部長専決、課長専決で行っていたもので、教育委員会議に諮るものではございません。 今回の改正にあたり、法務担当から指摘を受けたため、文言の修正を行ったものです。
小川教育長	他にご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 19 号から第 24 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 19 号から第 24 号は、原案どおり可決いたします。 続きまして、議案第 25 号、「令和 2 年度学校に対する指示事項について」と議案第 26 号「令和 2 年度保育所・幼稚園に対する指示事項について」を続けてそれぞれ事務局（指導室・こども未来室）より説明願います。
大槻指導監	令和 2 年度 「学校に対する指示事項」について教育指導監大槻よりご説明申し上げます。別冊資料 令和 2 年度「学校に対する指示事項」をご覧ください。 議案第 25 号「令和 2 年度「学校に対する指示事項」について」、提案の理由でございますが、和泉市立学校に対する指示の基本方針として、校長に示し周知徹底を図る必要があるためでございます。 提案の根拠となります規程・和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則（抜粋）の第 2 条に「教育委員会は、法第 25 条第 2 項に定めるもののほか次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。」となっておりまして、その第 3 項に「教育内容の方針に関すること。」とあることからご審議いただくものでございます。 それでは、「令和 2 年度学校に対する指示事項 和泉のこどものために」の内容について、引き続きご説明申し上げます。ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。 まず、この冊子「学校に対する指示事項」ですが、先に大阪府教育委員会から示されております「市町村に対する指導・助言事項」を踏まえた上で、和泉市の基本方針や学校園に取り組んでほしい重点項目をまとめたものです。 今後の流れでございますが、本日の教育委員会を受けまして、速やかに各学

小川教育長 北野部長	校長に配付いたします。各校長は「指示事項」を踏まえた上で、来年度の学校教育目標を設定します。 教育委員会としましては、4月9日の年度当初の校園長会議におきまして、「指示事項」の説明、特に重点項目について校長に指示いたします。 その取組状況につきましては、年度途中のヒアリング、年度末の校長「開示面談」等において評価を行っております。あわせて、学校訪問により直接学校を見る機会を積極的に設けて、実際としての学校を見ています。 あいさつ、職員の態度、休み時間も含めた児童生徒の雰囲気、授業の様子、特に子どもの様子、先生の指導の様子、営繕状況などを含めて、総合的に判断させていただいております。 それでは冊子の内容についてご説明申し上げます。 まず「はじめに」について端的にお伝えし、続いて分量的な点からも、取組の重点を中心に説明をさせていただきます。 《令和2年度 学校に対する指示事項》 令和2年度の取組みの重点 I. 確かな学力を育成する取組みの充実 II. 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ III. 学校・家庭・地域の連携による安全で安心な学校づくり IV. 教職員の資質向上と学校運営体制の確立 続いて、お願いします。 こども部長の北野です。 議案第26号「令和2年度「保育所・幼稚園に対する指示事項」について」、提案理由並びに内容につきまして説明申し上げます。 100ページをお願いします。 令和2年度「保育所・幼稚園に対する指示事項」について、提案の理由でございますが、和泉市立保育所・幼稚園に対する指示の基本方針として、園長に示し周知徹底を図る必要があることによるものでございます。 幼稚園の教育内容の方針につきましては、学校教育同様に教育委員会でご審議いただくものであり、また保育所につきましても、現在市長部局からの委任事務として教育委員会の所管事務であることから、保育所・幼稚園に対する指示事項としご審議いただくものです。 それでは内容につきまして説明申し上げます。別冊資料 令和2度「保育所・幼稚園に対する指示事項 和泉の子どものために」をお願いします。 2ページから3ページには教育大綱の体系、教育振興基本計画の就学前教育の目標及び取組方針、幼稚園、認定こども園、保育所の要領や指針で示されている幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿を記載しています。 4ページをお願いします。
--------------------------	---

小川教育長	「保育・幼児教育の充実について」、「開かれた園づくり」及び「保幼小の円滑な接続」の３項目を指示事項としています。 「保育・幼児教育の充実について」は、人格形成の基礎となる教育の確保、就学前教育の充実、主体的・対話的で深い学びの実現、地域の実情に応じた取組の推進、創造的な思考や主体的な生活態度の育成、さらに職員の人材育成に努めることとしています。 「開かれた園づくり」については、家庭や地域に開かれた園になること、地域教育協議会への参加による地域連携や民間園との交流による教育・保育の質の向上に取り組むこととしています。 「保幼小の円滑な接続」については、小学校への円滑な接続のためスタートカリキュラム作成や合同研修会等により教育・保育過程の総合理解に取り組むこととしています。 以上が保育所・幼稚園に対する指示事項の内容です。 ただいま議案第 25 号及び第 26 号の説明が終わりました。何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 25 号及び第 26 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 25 号及び第 26 号は、原案どおり可決いたします。 審議事項は以上ですので、報告事項に移ります。 以下の内容を報告、情報提供し終了。 報告事項 (1) 令和 2 年第 1 回定例会における議決審議の結果等について（厚生文教委員会・予算審査特別委員会） 情報提供 (1) コロナウイルス関連について (2) 教育財産の取得について (3) 教育財産の処分について その他報告事項 ・令和 2 年度 人事異動について
-------	---

令和2年和泉市教育委員会第3回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関することなど非公開となる案件は傍聴できません。